

令和3年度かみきた産直ビジネスモデル実証公募要領

1 趣 旨

上北地域の産地直売施設（以下、「産直」という。）の年間販売金額は県内6地域で最多となっているが、1施設当たりの生産者の年間販売金額は近年伸び悩んでいる。さらに、新型コロナウイルスの影響から、新たな生活様式にも対応した取組が必要となっている。

そこで、上北地域の産直の販売力強化を図るため、買い物弱者の支援や新たな生活様式にも対応した販売システムの導入、地場産品を活用した新たな商品の導入などの新たなビジネスモデルに取り組み、その有効性や採算性を実証する者（以下、「実施者」という。）を公募により選定する。

2 実施内容

実施者は県と委託契約を締結し、上北地域県民局地域農林水産部と協議しながら次の（1）から（3）を実施する。

（1）産直の販売力強化につながる新たな取組を実施

実施者は以下のア、イの6つの取組の中から1つを選択する。

ア 移動販売タイプ

店頭販売ではなく、新たに店舗外での出張・移動販売等を定期的実施する以下の取組。

- ①県内大消費地（青森市・八戸市・弘前市）へ出向いての出張販売（3回以上）
- ②食料品店が近くにない地域への移動販売（5回以上）
- ③官公庁・企業を対象とした事前注文・配達による販売（5回以上）
- ④高齢者が集う場（高齢者サロンや温泉等）へ出張販売（5回以上）

イ 店内売り方・商品工夫タイプ

コロナ禍での新たな生活様式にも対応した売り方の工夫や地場産品を活用した新たな商品の販売を実施する以下の取組。

- ⑤コロナ禍での新たな生活様式にも対応した売り場づくり（ドライブスルー等）
- ⑥地場産品に新たな付加価値を加えた商品の販売
（開発ではなく販売が中心の取組とする）

（2）実施結果の取りまとめ（実施報告書の作成）

（3）その他、上記（1）、（2）に関連して必要な業務

3 産直ビジネスモデル実証実施期間

委託契約締結日から令和3年12月10日（金）までの期間内

4 募集件数

（1）移動販売タイプ 2件

（2）店内売り方・商品工夫タイプ 1件

5 応募者の要件

（1）上北地域において産地直売活動を行っている上北地域の農林漁業者で構成される産地直売組織であること。

（2）同一の提案内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。

6 委託費の上限

新たな取組実証の委託費については、タイプ別の上限を以下のとおりとする。

- (1) 移動販売タイプ
1 実証あたり 60万円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 店内売り方・商品工夫タイプ
1 実証あたり 30万円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 事業経費の範囲

事業の対象となる経費は、実施期間内に直接事業に必要な次に掲げる経費であって、事業対象として明確に区分できるものに限る。

ただし、財産及び資格取得に要する直接経費や備品の購入は除く。

- (1) 報償費（アドバイザーに対する謝礼）
- (2) 旅費（アドバイザーの旅費・宿泊費、実施者の調査や打合せに係る旅費・宿泊費）
- (3) 賃借料（会場、車輛、機材、物品等の借り上げ料）
- (4) 印刷製本費（資料等印刷費、アンケート作成費、広告チラシ・のぼり等作成費）
- (5) 消耗品費（事務用品費、試食会等で用いる食材費、包装容器等調理消耗品）
- (6) 役務費（郵便料金、保険料等）
- (7) 燃料費（自動車燃料費）
- (8) 人件費（移動販売時等の臨時的雇用費）

8 応募方法

- (1) 参加表明書（様式1）の提出
令和3年5月28日（金）17時までにFAX、郵送（必着）、持参のいずれかにより提出すること。
- (2) 企画提案書（様式2）の提出
ア 令和3年6月4日（金）17時までに郵送（必着）、持参のいずれかにより提出すること。なお、参加表明書が提出されていない場合は、企画提案書を受理しない。
イ A4判縦方向、片面白黒印刷とし、表紙及び別紙を含め概ね8ページを上限とする。
- (3) 提出先及び問合せ先
〒034-0093 十和田市西十二番町20-12
上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 経営・担い手班
電話：0176-23-4281、FAX：0176-25-7242

9 実施者の選定

- (1) 選定方法
応募のあった企画提案書を、上北地域県民局地域農林水産部で審査し、最も優れた企画を提案した応募者を実施者として選定する（6月中旬予定）。
- (2) 選定基準
ア 公募要領の「1 趣旨」に合致し、「2 実施内容」にある6つの取組のいずれかであること
イ 実施計画及び実施方法が具体的であり、かつ売上の拡大が見込めること
ウ 実施体制及び運営方法が適切であること
エ 実施スケジュールが適切であること
オ 波及効果が高いと見込まれるものであること
カ 経費の積算及び収支計画が妥当であること

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後速やかに応募者全員に通知する。
なお、選定された実施者には、県との委託契約について、併せて連絡する。

11 実施者の責務

- (1) 令和4年2月に開催を予定している、かみきた産直スキルアップセミナーに出席し、実施内容・成果を発表すること。
- (2) 実証により得られた成果の公表を了承するとともに、実証成果の普及・利用促進に協力すること。

12 その他

- (1) 企画提案書は、1者1提案とする。
- (2) 提出された企画提案書の取扱は以下のとおりとする。
 - ア 提出された企画提案書は委託先選定審査のみに使用するものとし、返却しない。
 - イ 著作権は企画提案者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。
 - ウ 委託する実証内容については、必要に応じて上北地域県民局地域農林水産部が実施者と協議の上、採用された企画提案書の一部を変更して決定することができる。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(様式1)

上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室 経営・担い手班 清代 あて
(FAX : 0 1 7 6 - 2 5 - 7 2 4 2 / 送り状不要)

参 加 表 明 書

年 月 日

令和3年度かみきた産直ビジネスモデル実証業務の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

取 組 (①～⑥のいずれか 1つの番号を記入) <input type="text"/>	【移動販売タイプ】 ①県内大消費地へ出向いての出張販売 ②食料品店が近くでない地域への移動販売 ③官公庁・企業を対象とした事前注文配達による販売 ④高齢者が集う場へ出張販売 【店内売り方・商品工夫タイプ】 ⑤コロナ禍での新たな生活様式にも対応した売場づくり ⑥地場産品に新たな付加価値を加えた商品の販売	
	商号又は名称	
代表者職・氏名		
担当者氏名		
連絡先	住 所	
	TEL 及び FAX	
	e-mail	

(様式2)

令和3年度かみきた産直ビジネスモデル実証企画提案書

取組

(①～⑥のいずれか1つの番号を記入)

--

【移動販売タイプ】

- ① 県内大消費地へ出向いての出張販売
- ② 食料品店が近くにない地域への移動販売
- ③ 官公庁・企業を対象とした事前注文配達による販売
- ④ 高齢者が集う場へ出張販売

【店内売り方・商品工夫タイプ】

- ⑤ コロナ禍での新たな生活様式にも対応した売場づくり
- ⑥ 地場産品に新たな付加価値を加えた商品の販売

年 月 日

<企画提案者>

商号又は名称	
住所	
電話	
代表者職・氏名	

1 応募の動機

(自らの産地直売活動の現状や課題を分析し、その課題を解決するための方策を記載するとともに、応募した動機を記載する)

2 事業計画

(1) 産直ビジネスモデル実証の内容

- ・ 移動販売タイプは、概要、実施時期、実施場所、対象、内容等を具体的に記載する。
- ・ 店内売り方・販売工夫タイプは、概要、工夫点、スケジュール、対象等を具体的に記載する。

(2) 産直ビジネスモデル実証経費積算 (別紙1)

(3) 収支計画 (案) (実施者の労賃含む) (別紙2)

3 企画のアピールポイント

(優れている点、売上げ拡大が見込まれる根拠など)

4 事業着手及び事業完了予定年月日

(別紙1)

産直ビジネスモデル実証 経費積算

(単位:円)

積算項目	単 価	数 量	金 額	備 考
合 計				
(うち消費税及び地方消費税)				

※消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を見積書に記入すること。

なお、課税の対象とならないもの（保険料等）、軽減税率が適用されるもの（飲食料品費等）が含まれる場合は、項目を分けて積算項目の中に明記し、その旨を備考欄に記入すること。

(別紙2)

収支計画

ア 収入

(単位：円)

項 目	単価	数量	金額	備考
売上高 (品名 1 :)				
売上高 (品名 2 :)				
売上高 (品名 3 :)				
売上高合計 ①				
販売手数料収入 ③ (①×②)				販売手数料割合 ② (%)

イ 支出

項 目	単価	数量	金額	備考
新商品導入費※2				(別紙1)産直ビジネスモデル 実証経費積算の合計金額÷5
合 計 ④				
(うち消費税及び地方消費税) ⑤				
実施者の人件費 ⑥				
支出合計 ⑦ (④+⑥)				

差引収支 (①又は③)－⑦		地場産品に新たな付加価値を加えた商品の導入に取り組む場合は①、それ以外の取組は③により算出する。
------------------	--	--

※1 消費税及び地方消費税相当分を含めた金額を収支計画に記入すること。

なお、課税の対象とならないもの（保険料等）、軽減税率が適用されるもの（飲食料品費等）が含まれる場合は、項目を分けて明記し、その旨を備考欄に記入すること。

※2 地場産品に新たな付加価値を加えた商品の導入に取り組む場合は、導入までに要する経費を5か年償却し、計上する。